東日本銀行コンサルNEWS

平成26年8月25日

 $N_{0.148}$

作成

税理士法人タクトコンサルティング 株式会社タクトコンサルティング TEL 03-5208-5400

URL http://www.tactnet.com (※)本ニュース内容についてのお問い合わせ先 税 理 士 森 繁 之 助

財産評価基本通達 188 の「同族株主以外の株主等が取得した株式」の 4 類型

1. はじめに

相続等した非上場株式は、表題の通達が挙げる、相続等した株主の態様別の'4類型'に当たれば配当還元方式で評価し、当たらなければ原則的評価方式(類似業種比準方式、純資産価額方式等)で評価することが原則です(同通達178)。表題の通達は、その4類型を次の通り(要旨)定めています。

(1) 同族株主のいる会社の株式のうち、同族株主以 外の株主の取得した株式

「同族株主」とは、課税時期における評価会社の株主のうち、株主の1人及びその同族関係者(その株主の親族等及びその株主が支配している会社。詳細は略。)の有する議決権の合計数が、その会社の議決権総数の30%以上(同総数の50%超となる場合は50%超)である場合の'その株主とその同族関係者'をいう。

(2) 中心的な同族株主のいる会社の株主のうち、中心的な同族株主以外の同族株主で、その者の株式取得後の議決権の数がその会社の議決権総数の 5%未満であるもの (課税時期において評価会社の役員である者及び相続税等の法定申告期限までの間に役員となる者を除く。) の取得した株式

「中心的な同族株主」とは、課税時期において同族 株主の1人並びにその株主の配偶者、直系血族、兄弟 姉妹及び1親等の姻族(これらの者の同族関係者であ る会社のうち一定のものも含む。)の有する議決権の合 計数がその会社の議決権総数の 25%以上である場合 のその株主をいう。

- (3) 同族株主のいない会社の株主のうち、課税時期 において株主の1人及びその同族関係者の有する議決 権の合計数が、その会社の議決権総数の15%未満であ る場合におけるその株主の取得した株式
- (4) 中心的な株主がおり、かつ、同族株主のいない会社の株主のうち、課税時期において株主の1人及びその同族関係者の有する議決権の合計数がその会社の議決権総数の15%以上である場合におけるその株主で、その者の株式取得後の議決権の数がその会社の議決権総数の5%未満であるもの((2)の役員である者及び役員となる者を除く。)の取得した株式

「中心的な株主」とは、課税時期において株主の1人及びその同族関係者の有する議決権の合計数がその会社の議決権総数の15%以上である株主グループの

うち、いずれかのグループに単独でその会社の議決権 総数の 10%以上の議決権を有している株主がいる場合におけるその株主をいう。

以上の規定ぶりのこの通達、読み下していって、わかりにくさを感じるのは筆者だけでしょうか?

2. 上記通達の趣旨の整理の試み

筆者は、通達 188 の (1) と (2) 及び (3) と (4) をそれぞれ一組として捉えることが腑に落ちる理解の第一歩だと思います。(1) と (2) は、同族株主がいる株式会社を前提とした一組であり、(3) と (4) は、同族会社がいない株式会社を前提とした一組です。

- (1) により、同族株主がいる会社の株主で、同族株主以外の株主が取得した株式は配当還元方式による評価、反対に同族株主は原則的評価方式ということになります。(2) は、同じく同族株主がいる会社で、(1)で同族株主となる株主(甲とします。)であっても、①その会社に中心的な同族株主がいる場合で、甲が②中心的な同族株主には当たらず、③5%未満の議決権しか有せず、かつ、④役員でもない株主であれば、その取得した株式は原則的評価方式ではなく配当還元方式で評価する、という規定です。端的にいえば、(2)は、(1)だけではその取得した株式に原則的評価方式が適用される同族株主でも、(2)の要件を満たす者に限り、配当還元方式の世界に救い出す規定です。
- (3)と(4)は、いずれも同族株主が**いない**会社を前提に、まず、(3)により、15%未満の議決権を有するグループに属している株主が取得した株式には配当還元方式、15%以上の議決権を有するグループに属している株主が取得した株式には原則的評価方式を適用する、ということになります。その一方、(4)は、15%以上の議決権を有するグループに属している株主(乙とします。)でも、①中心的な株主に当たるグループがあり、乙が(それに属していても・いなくても)②5%未満の議決権しか有せず、かつ、③役員でなければ、その取得した株式には配当還元方式を適用するという規定です。つまり、(4)は、(3)だけではその取得した株式に原則的評価方式が適用される'15%以上の議決権を有するグループに属する株主'でも、(4)の要件を満たす者に限り、配当還元方式の世界に救い出す規定です。

以上が筆者流の整理ですが、多少は通達 188 の理解 の助けになりますでしょうか。